第二号ハの表に次のように加える。

株式会社ヨコムラ建設	埼玉県加須市下樋遣川千四百十九番地一	とび
株式会社長友建設	兵庫県加古川市志方町横大路百二十九番地三	建築大工

○法務省告示第六百七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

有限会社富士見光洋	埼玉県ふじみ野市亀久保千七百三番地二十	とび
株式会社竹野鉄筋	東京都西東京市南町二丁目十二番十九号	鉄筋施工

○法務省告示第六百八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表株式会社キーテクノロジーの項中「溶接」の下に「、工場板金」を加え、同表に次のように加える。

株式会社セイキ製作所	東京都町田市旭町三丁目二十番六号	機械加工

○法務省告示第六百九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社アイテック	北海道旭川市東鷹栖一線十一号千七百七十九番地	建設機械施工

○法務省告示第六百十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

小貫プラスチック工業株式会社	栃木県足利市借宿町三百六十四番地	プラスチック成形
サカモト・ダイテム精機株式会社	東京都目黒区目黒本町四丁目二十番六号	機械加工

○法務省告示第六百十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

王子コンテナー株式会社	東京都中央区銀座五丁目十二番八号	紙器・段ボール箱製造

○国土交通省告示第千三百七十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条第三号の規定に基づき、居住者以外の者が主として利用していると認められるものを次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

1　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第三条第三号の居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定める建築物の部分（次項において「特定共用部分」という。）は、次に掲げる要件を満たす部分とする。

一　居住者以外の者が当該部分を利用すること。

二　当該部分の存する建築物における、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きいこと。

2　建築物の計画から想定される当該部分の利用状況に照らして、前項第二号の要件により難い事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該状況に応じて適当と認められる部分を特定共用部分とする。

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千三百七十七号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第七条第一項第二号の規定に基づき、壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第七条第一項第二号の壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定める用途は、当該用途に供する建築物の構造が次のいずれかの要件を満たす用途とする。

一　壁を有しないこと。

二　内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。